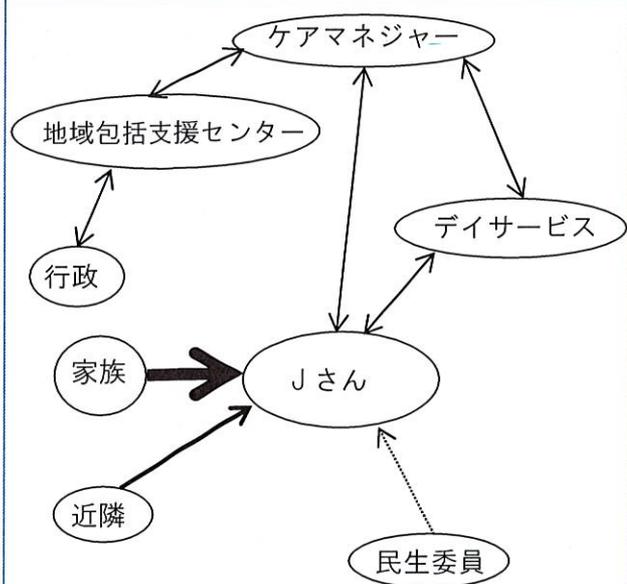
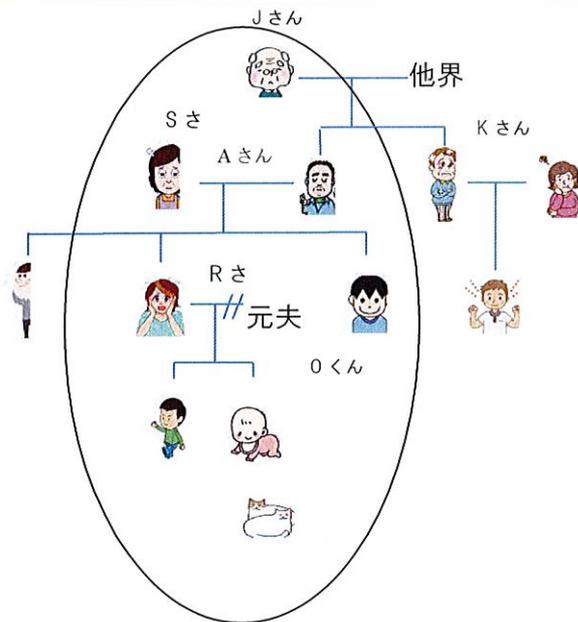


**4、 3月9日 島根県松江市**

**オンライン 併用**

Jさんと家族の支援(「見立て」と組み立て)を考えよう



Jさん

78歳 アルツハイマー型認知症。要介護3 認知症自立度Ⅱb  
60歳まで運送会社に勤め定年。3年前に認知症発症。趣味はカラオケ。週1回デイサービス利用。  
温厚で穏やかな性格。 年金14万/月

Aさん

51歳 5年前企業をリストラされる。その後アルバイト。アルコール依存症。8万/月給。  
気性が荒い性格。

Sさん

49歳 うつ病で治療中。

Rさん

22歳 元夫との間に4歳と1歳の子あり。無職。

Oくん

20歳 知的障がい 療育手帳B判定  
特別支援学級卒業後、近所の作業所で働いている。 1万/月給。

Jさん家の最近の様子

Jさん宅は築30年の2階家、一戸建て、持ち家。妻は7年前に他界。5年前から長男家族が同居。1年前からRさんも同居を始めた。

2年ほど前から、自宅敷地内にゴミが散乱するようになる。現在は敷地全体に空き缶等のゴミが散乱し、異臭を放っている。室内も非常に物が多く散らかっている。

3年前から固定資産税滞納、最近は全員国民健康保険料も滞納している。Jさんの年金とAさんの給与で家族全員が生活している。車3台、携帯電話3台所有、金銭管理はJさん

Rさんの長男は保育園に通っているが、汚れた身なりであり言葉の発達の遅れがある。

Jさんの次男は長男と金銭トラブルになり疎遠状態。Aさん夫妻の長男は県外で働いている。

生活状況が悪化する中でJさんの状態も変化、困ったケアマネージャーが地域包括に相談、行政と共に対応するが…。

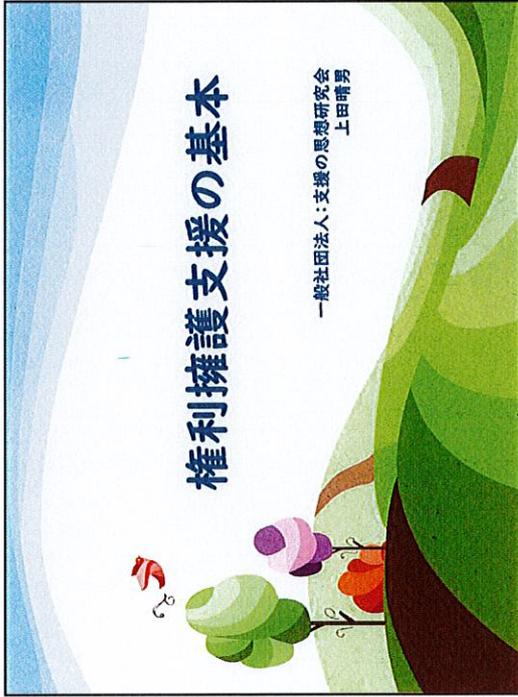
ワークシート（権利擁護従事者研修 松江）

事案の全体像及びそれぞれの登場人物の「見立て」と支援の組み立てを考えてみましょう。

	「見立て」	支援の組み立て
全体像		
Jさん		
Aさん		
Sさん		
Rさん		
Oさん		

**5、 3月15日 滋賀県大津市**

**オンライン併用**



## 権利擁護に支援を 必要とする人たちの特性

- 支援を求めない（我慢や適応で対応）
- 本人が「指導・助言」に対応出来ない
- 支援に時間がかかる（何度も訪問・面談等）
- 本人の言動の意味が分かりにくい
- 生きる意欲や力が弱い（ディスエンパワメント状態）

## 権利擁護支援の内容

～一人一人の権利擁護支援～



## 権利擁護支援の特性

- 総合性
- 専門性
- 継続性

## 権利擁護支援の階層



## 一般的支援の内容と対象者



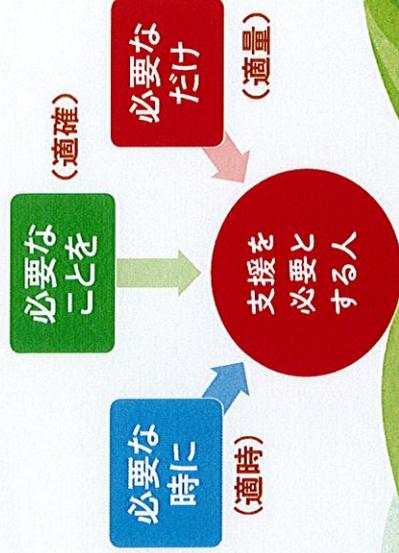
## 専門的支援の内容と対象者



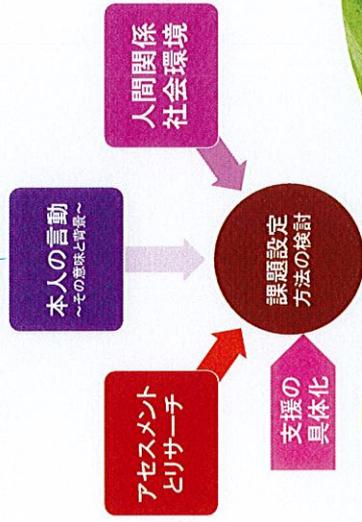
## 特別支援の内容と対象者



## 支援の三要素

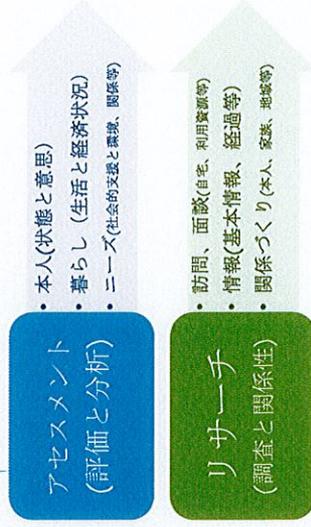


## 支援ニーズを考える ～支援者の役割①～



13

## アセスメントとリサーチ ～支援者の役割①-1～



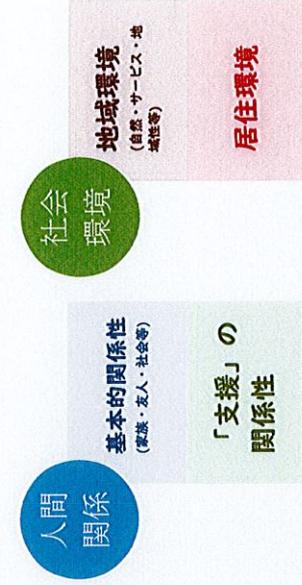
14

## 本人の言動 ～支援者の役割①-2～

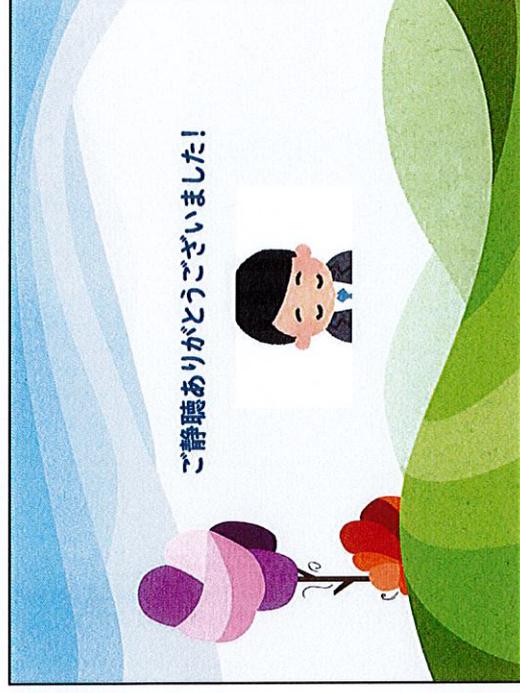
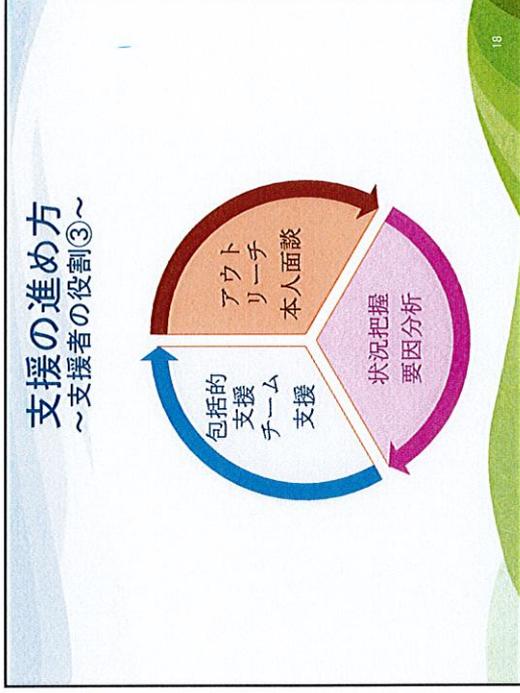
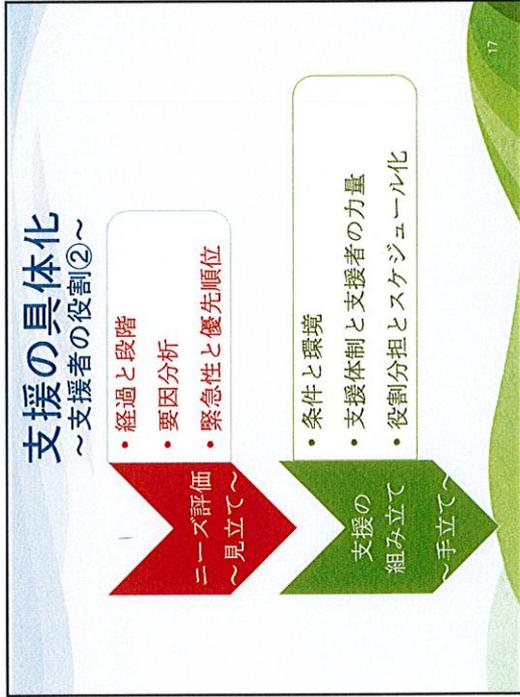


15

## 人間関係・社会環境 ～支援者の役割①-3～



16



**6、 3月19日 オンライン**





## 障害者権利条約 国連委員会の見解

- \* 国連人権委員会の一時的委員第1号は次のように言う。  
「判断能力が不十分な人に対する**法的支援の枠組みから一切の代理・代行決定を排除して、法的支援方法を意思決定支援に全面的に置き換えるべきである**」  
・・・代行決定と意思決定支援の混合型もダメ
- ① この意見は懸念。批准時には、ここまではいわれられておらず国際的なコンセンサスはない。
  - ② しかし、「能力存在推定」の考え方は、国際的コンセンサス？にかなりつつある。「代行決定は他に方法のない最後の最後の手段」（ラストリゾート）ということ  
は、最低限法律家や福祉職も意識して行動すべきである。

## パラダイム転換と代行決定

1. 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にとって重要で、加えて、まわりにも影響を与える問題についての決定
2. ある人に、そのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
3. 他人(支援者)にできることは、「ある」か「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである。
4. これまでは、「ない」と「推測」することが多かった(能力不存在推定)
5. これからは「ある」と推測する方向へ変わった(能力存在推定)

19

## パラダイム転換と代行決定

6. しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援者側になければ、結局、それに従えないし、支援もできない。
7. つまり、意思決定支援ができない場合とは、支援者側に本人の意思を確認できない場合であり(あるいは、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合)、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の能力の問題である。
8. だから代行決定をすすめる支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけない。
9. 要するに、代行決定は、本人に能力がないから行うべきではない。支援者に能力がないから行うものである。

20

## 12条関連 イギリスへの勧告 (2017)

パラグラフ31。

委員会は締結国が、法の前の平等な認識に関する委員会の一時的委員第1号(2014年)に沿って、黒人および少数民族グループの代表を含む障害者団体と緊密に協議し、**意思能力決定法と精神衛生法の両面**で新しい政策を開始するために、条約に従って現行法を見直し、新しい法律を採択することにより、すべての分野と生活領域に関するあらゆる形態の代行決定を廃止することを勧告する。

委員会は締結国が、意思決定支援制度の領域における研究、データ、および提供された実践を促進するための取り組みを強化し、この制度の発展を加速することを要請する。締結国が障害のあるご希望者と難民を条約に記載されているすべての権利を行使できるように確保すること

注: Mental Capacity Act, Mental Health Act

## 12条関連 ドイツへの報告 (2015) DPI 崔さん作成を修正

- ・パラグラフ25.  
委員会は、ドイツ民法に概説され定められている後見人制度の法的手段 ("Rechtliche Betreuung", "世話法")が、条約と矛盾していることを懸念する。(利用者120万人、同意保留6%)
- ・パラグラフ26.  
委員会は、締約国に対して、以下を勧告する。
  - 法の前での平等な承認に関する委員会の一般的意思第1号 (2014年)に沿って、あらゆる形の代行決定を排除し、それを支拂付き意思決定の制度に置き換えること。
  - 支拂付き意思決定の仕組みのための専門的な質の基準を作成すること。
  - 障害者と密接に協力して、委員会の一般的意思第1号に沿って条約第12条に関する研修を、連邦、州、地方レベルで、すべての当事者(公務員、裁判官、ソーシャルワーカー、保健・社会サービスの専門家、そしてより広範な地域社会)に提供すること。

## 意思決定支援の「倫理」

- 1) 意思決定を強要しないか。  
決められない自由を保証する。
- 2) みんなが集まる必要がある。しかし、なんのためか  
みんなが決めるのではなく、本人の意向を確認するため
- 3) 意思決定は、プロセスだという認識は必須。
- 4) 自己責任を理由に、支援を打ち切らない。  
違う決定をしても支援。失敗したら再支援  
再決定・再支援のできない場合は？

社会の環境と個人の思いが不整合・その調整(SWの役割?)  
社会参加の支援は、ひとりではできない。  
では、権利擁護支援者は誰でその役割は?  
専門職に限らない。生活支援者も市民も

14

## 成年後見人は意思決定支援者か

- ・ 行う役割は、代行決定  
ただし法的効果を出すことができる権限あり  
要するに法律上の事柄についての決定権が基本
- ・ その権限を使わないで意思決定支援することもできる  
民法888条 必要職務か? この条文の意思は広い  
(成年後見人の意思の尊重及び身上の配慮)  
成年後見人は、成年後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。
- ・ 意思決定支援は、いろいろな人が関わる十支援の場も様々

15



黒子 黒衣





① 自己決定の尊重	② 自己決定の尊重	③ 自己決定の尊重	④ 自己決定の尊重	⑤ 自己決定の尊重	⑥ 自己決定の尊重	⑦ 自己決定の尊重
<p>自己決定の尊重とは、個人の自由意志に基づき、自己の利益を追求する権利を指す。</p> <p>自己決定の尊重は、個人の自由意志に基づき、自己の利益を追求する権利を指す。</p>						

① 自己決定の尊重	② 自己決定の尊重	③ 自己決定の尊重	④ 自己決定の尊重	⑤ 自己決定の尊重	⑥ 自己決定の尊重	⑦ 自己決定の尊重
<p>自己決定の尊重とは、個人の自由意志に基づき、自己の利益を追求する権利を指す。</p> <p>自己決定の尊重は、個人の自由意志に基づき、自己の利益を追求する権利を指す。</p>						

### アドボカシー(権利擁護)の要素

人間としての尊厳を確保し、それぞれの良きを支援する

- 自己決定の尊重
- ご本人にとって最善の利益の確保
- 社会的承認・参加 (連帯性・エンパワーメント・外向き・内向き)
  - 1とは原則一致(自己選択が本人によって最善)。しかし、支援者がからみると違ふ場合、アドボカシーが介入する。
  - 主観的最善利益(ご本人が言うご本人の利益)
    - Vs 観察者の最善利益(支援者がご本人の思いと位置づけるご本人の利益)
    - Vs 第三者的最善利益(支援者が思うご本人の利益)
  - どれも「正しい」とは、言えない
  - しかし、「なにを言っているか」は言える

### 正義とケアの共存は可能か



例えば

自分が認知症になって判断能力がなくなった時には、安楽死をさせてほしいと明確に述べている方が、認知症になってでたらめな判断をするか、ドゥオーキーンによる幸福のマーゴの扱い。

まわりのいろんなことが、ケアと正義に開いてくる。



ロナルド・ドゥワーキン (Ronald Dworkin, 1931年12月11日 - 2013年2月14日)

Yale大学教授(法哲学)、ロンドン大学教授  
 Life's Dominion: An Argument about Abortion and Euthanasia. (Harper Collins, 1993).

水谷英夫・小島妙子訳『ライフ・ドミニオン—中絶と尊厳死として個人の自由』(信山社出版, 1998年)

幸福のマーゴ

自律性 インテグリティ 現在・過去 エホバの証人  
 改善の利益 マーゴの過去の自律性と衝突したら?  
 ファイネリーの例(後見人が安楽死を選択)381p  
 尊厳の権利 生の不可逆性に対する尊厳の価値は、その複雑性に直面したと  
 その無関心や怒怒である。



Ein Feder Kitzzy  
 1946年6月13日  
 生まれ、スウェーデン マルメ  
 Prof. of SUNY Stony Brook Univ.  
 「愛の労働あるいは依存とケアの正義」白澤社 (2010)  
 Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency, Routledge (Thinking Gender Series) 1995.

娘さん, Sasha Helper-Peggy

自らは、産機 「ケアする権利/ケアされる権利」

「人はみな、等しく自らの手と心のものである」

そして、人はみな子供の時代を待た、常態による、

依存労働 依存労働が二つの依存をする、そこで, Ouhla

職業的介護者は依存労働者ではない(強制的依存労働者)

弁護士や医師は強制的な意味でも依存労働者ではない、

# ii 利用促進法など国の動向



Alexander Michalos, 1950年1月12日生まれ  
 ノートルダム大学名誉 教授  
 "After Virtue: A Study in Moral Theory, (Notre Dame, University of Notre Dame Press, 1981)  
 倫理研究(倫理研究)刊行(みす書房, 1995年)  
 アラステア、マクネンクワイ 「依存性な道徳的動物」  
 法政大学出版局(2010) Dependent Rational Animality: A Study in the Moral Status of Animals (Open Court Publishing Company, 1999)

人間は生まれる前から人に依存する、依存することによって成長する(関与する)、動物的な思考(前言語的思考)と言語的思考(後言語的思考)がある、いずれも依存が必要、英語の権威者として関与するわけには、依存していること(自覚)と欲求(それ)と(依存)をもちあわす必要は、コミュニティア、近代国家は、集現、

### 成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント> ※計画対象期間 概ね5年間を念頭、市町村は国の計画を参照して市町村計画を策定。

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
  - ⇒ 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
  - ⇒ 本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - ⇒ ①府県の広域②制度利用の相談(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
  - ⇒ 本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
  - ⇒ 後見制度支援信頼性に並立・代替する新たな方策の検討 ※裁判官の見直し後見監事人等が関与

### 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

**利用促進委員会での御指摘**

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。

現状

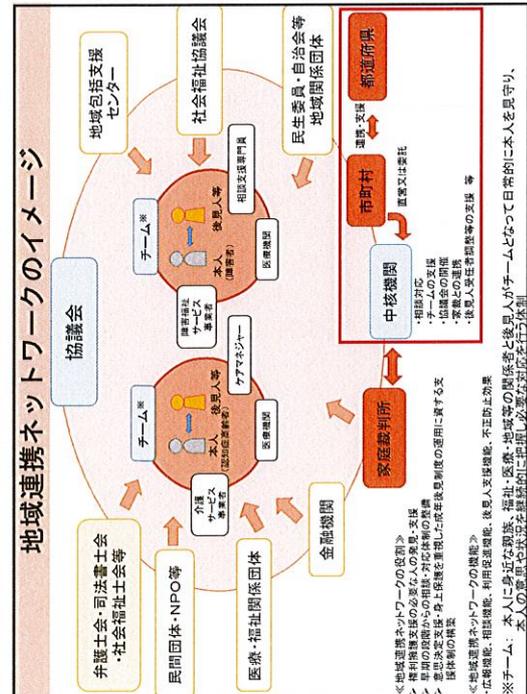
本人の生活状況が分からない

目標すべき運用(イメージ)

本人の生活状況が分かる  
必要な支援が受けられる

**今後の検討課題**

- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討



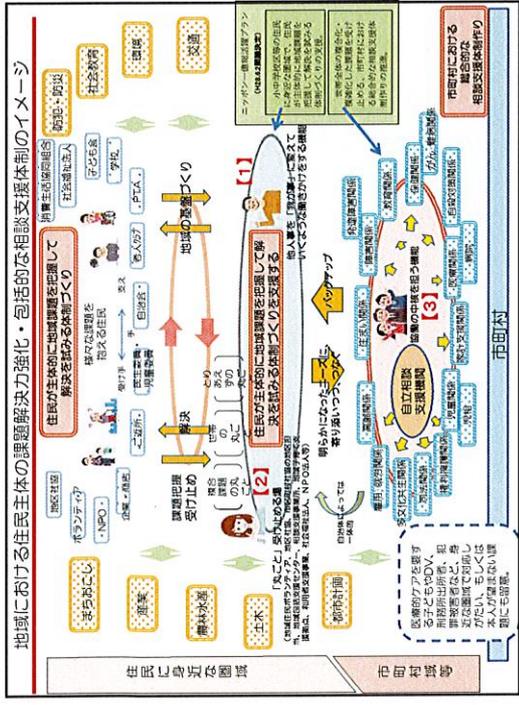
### 地域連携ネットワークの基本的仕組み 「チーム」「協議会」「中核機関」

- ① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
  - 本人に身近な親族、福祉・医療、地域の関係者、後見人が「チーム」としてかわかる体制づくり
  - ⇒ 支援の必要な人を見逃さない。本人と社会との関係性を修復・回復。
  - 本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、孤立を防止。
- ② 地域における「協議会」等の体制づくり
  - 法律・福祉の専門職団体や関係機関が「チーム」を支援
  - ⇒ 個別の協力活動(専門相談への対応等) ケース会議の開催
  - 多職種間での異なる連携強化策など、地域課題の検討・調整・解決
  - 家庭裁判所との情報交換・調整等
- ③ 地域連携ネットワークの中核となる機関(「中核機関」)の設置
  - 権利擁護支援の中核機関を設置
  - ⇒ 様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウを蓄積。
  - 【協議会の事務局など、地域の連携の要、家庭裁判所との窓口役】
  - ⇒ 市町村の責任で設置(直営又は委託)

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能  
(基本計画p.11～p.15)

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能  
(a)受任者調整(マッチング)等の支援  
(b)担い手の育成・活動の促進  
(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
- (c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

- 「優先して整備すべき機能等」(基本計画p.18)
- **まずは、①広報機能や②相談機能の充実を。**
    - ➡ 成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能が優先。
    - ➡ 保佐・補助の活用を含め、**早期の段階から、本人に身近な地域において相談**ができるよう、特に②相談機能の整備の優先を。
  - ③成年後見制度利用促進機能と④後見人支援機能：
    - ➡ まずは、各種専門職の参加を得るために必要な**協議会**等を早期に設置。
    - ➡ 各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備を。
  - 各地域における地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく協議会、地域福祉計画に基づく各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用。
  - 成年後見制度を利用している、支援の必要な高齢者・障害者・後見人の相談対応等も重要。



成年後見制度利用促進施策等の周知・啓発  
～正確な理解の促進～ 促進室資料

自分自身が**制度の必要性を理解して説明できる**ようにするために、県内の法人後見事業者に依頼して、どのような対応をしているのか、利用者宅訪問に同行させてもらいました。

法人後見を牽引している社協や専門職の話も丁寧に聞きました。

成年後見制度を活用している事例集を  
読み込みました。

「成年後見制度をどんどん使わせる施策」という誤解があるので、**成年後見制度を福祉サービスのひとつとして選択できるようにする体制整備**という説明をしています。

「専門職にお仕事を振り分けあげられる施策」という誤解があるので、**必要なら必要な支援を担う仕組み**という説明をしています。連絡先の議事の内容がふれないように、成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の要望・交渉の場ではないことを専門職団体には説明をしています。

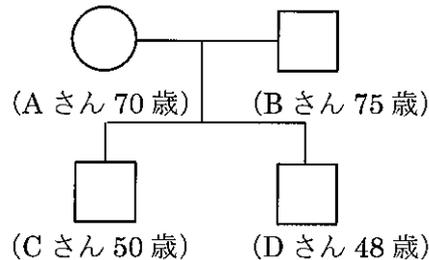
すでに機能を備える取り組みを実施しているにも関わらず、4機能がなければ中核機関とは言えないと誤解している市町村が多いため、「**まずは広報相談機能から機能分散、役割分担をお願い**」ことを強調して伝えています。



- ・「日本の成年後見制度の現状と課題」  
「資金と社会保険」2016年7月上旬号pp42-61、
- ・「意思決定支援は可能か」法哲学年報2016(2017) pp57-71
- ・日本福祉大学権利擁護研究センターほか編「権利擁護が分かる意思決定支援」  
ミネルヴァ書房(2018)
- ・「成年後見人の見守り義務などについて」資金と社会保険1713号(2018年9月上旬号)pp19-34(松江事件の評釈)
- ・「成年後見制度はだれのためのものなのか」サポート2020年2月号pp20-23

## 検討事例

### <家族構成>



### <家族の状況>

#### ◎Bさんの状況

平成 29 年 10 月、B さんが脳出血にて救急搬送され、重度の上下肢麻痺が後遺症として残り、寝たきりとなった。言語での意思疎通は困難な状態である。介護保険は要介護 5 の判定をうけた。自宅での介護が困難なため、特別養護老人ホームに入所した。現在も入所中である。

#### ◎Aさんの状況

B さんが倒れてからは、A さんが金銭管理を行ってきた。B さんのもとへも週 1 回面会に行き、洗濯などを届けていた。一切の家事を行っていた。

#### ◎Cさんの状況

療育手帳 B 判定。(IQ が 36~50) 若い頃から障害者支援施設に月~金まで通い、生活介護サービスを受けている。これまでショートステイサービスなどを利用したことはなく、家事全般はいつも A さんが行っているため、C さんは経験したことがない。障害福祉サービス更新の手続きや金銭管理も全て A さんが行っていた。

#### ◎Dさんの状況

東京で仕事をしていると聞いている。ときおり A さんとは会っている様子。詳細は不明。

### <経済状況>

収入：A さん、B さん、C さんともに年金を受給中。

A さんは月額 40,000 円程、B さんは月額 150,000 円程、C さんは月額 65,000 円程

資産：A さんと C さんは持家で生活をしている（土地・建物の名義は B さん）

B さんはその他、田畑や株を所持しているようだが、詳細は不明。

負債：なし

(近況)

1. 平成30年10月1日

近所の方がAさんを訪問したところ、自宅で倒れていたところを発見。すでに意識がない状態であった。すぐに救急車を呼び、病院へ搬送された。その状況を近所の方がCさんの通う障害者支援施設へ一報を入れた。

障害者支援施設から上記連絡を受けた障害者相談支援センター職員は、Cさんと一緒に急いで病院を訪問し、主治医からの説明を受けた。主治医からは、心筋梗塞を起こして倒れたと思われること、発見までに少し時間がかかっていたこともあり、人工呼吸器をつけることで心臓は動いているが意識不明の重体であることについて説明を受けた。Dさんの連絡先は分からないままであった。

CさんはAさんに家事全般を支援してもらっていたため、一人で生活をしたことがない。そのため、本日からのCさんの生活支援について検討する必要がある。そのため、急遽障害者相談支援センター職員は行政へ連絡をした。

行政や普段通っている障害者支援施設の協力のもと、本日からCさんはグループホームで生活を開始することになった。

2. 平成30年10月2日

Cさんが生活できる場所はなんとか確保できたものの、Cさんの今後の生活（生活場所、生活支援体制、金銭管理）、AさんとBさんの今後の生活を考えていく必要が急遽発生した。そのため、関係機関を集めて会議をすることになった。

参加者：行政、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、障害者支援施設職員、特別養護老人ホーム職員、

3. 平成30年10月5日

- ・行政と包括支援センターの職員の情報によると、Aさんは危篤状態からは脱却したものの、依然として意識がもどらない状態である。今後、意識が戻らなくても状態が安定するようであれば、別の場所に転院してほしいと病院側からの意向を聞いている。金銭管理を全てAさんが行っていたこともあり、AさんBさんの銀行口座から預金を引き出すことができないかもしれない。
- ・行政と包括支援センター、障害者支援施設職員とCさんの4人で、家の中をいろいろ探してみた。Aさんの預金通帳を発見したが、預金残高はほとんどない。不定期で数十万というお金が引き出されている。近所の方の話によると、Dさんが無職になっていたようで、お金がなくなるとAさんのもとにきて、お金をもらっては帰るという生活をしてきた様子。ただ、近所の人に聞いてもDさんが現在いる場所については知らないとのこと。Bさんの預金通帳には500万円程の預金があった。Cさんの預金通帳はみつかったが、印鑑とキャッシュカードは紛失していた。
- ・Cさんはグループホームの生活になれず、「早く家に帰りたい」と言っている。

事例検討 グループワークシート

① この事例全体の支援課題は何でしょうか？「見立て」をしてみましょう。

	本人の状態像・事実確認	支援ニーズ
Aさん		
Bさん		
Cさん		
Dさん		

2020年度全国権利擁護支援ネットワーク  
権利擁護人材養成研修事業

②支援計画を立ててみましょう。

	支援方針	支援課題	支援方法	支援目標
Aさん				
Bさん				
Cさん				
Dさん				